

## 第493回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和元年 8月21日 (水)

午前10時00分～午前10時35分

名古屋合同庁舎2号館 3階共用大会議室

出席 (公益代表委員) 服部会長、中山会長代理、池田委員、小野木委員、白井委員  
(労働者代表委員) 伊藤委員、木戸委員、浜 委員、舟橋委員、三屋委員  
(使用者代表委員) 浦山委員、江原委員、梶原委員、澁谷委員、志水委員  
(事務局) 木原労働局長、黒部労働基準部長、近藤賃金課長、  
山田主任賃金指導官、村瀬賃金指導官、久保賃金調査員

### 発言者・発言内容

#### 村瀬賃金指導官

第493回愛知地方最低賃金審議会を開催します。委員全員が出席です。本審議会は公開となっており、傍聴者がいます。会議次第とともに資料No1とNo2を配付しています。以降の進行について、服部会長よろしく申し上げます。

#### 服部会長

審議に入ります。本日の議事録の署名は、労働者側は浜委員、使用者側は梶原委員にお願いします。審議に先立ち局長より挨拶があります。

#### 木原労働局長

皆様方にはお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

8月5日付けで、貴審議会から愛知県最低賃金の改正決定についての答申をいただいたところですが、この件に関し、8月20日までに「愛知県労働組合総連合」ほか16団体、合計17団体から、異議申出書の提出がありました。

そこで、この異議の申出について、審議会のご意見を賜りたく、諮問させていただきます。

#### 服部会長

本日の資料及び異議申出の経緯について事務局から説明ください。

#### 近藤賃金課長

8月2日開催の第491回審議会において、最低賃金基礎調査の結果総括表の暫定版を提出しましたが、確定版を改めて提出します。表紙に、調査の概要をつけています。

暫定版との比較として、いわゆる未満率は0.5%で同じです。答申額である926円未満の割合、いわゆる影響率は暫定版では14.1%でしたが確定版では14.6%となりました。5ページから7ページまでの男女別表でも同様です。

8月5日開催された第492回審議会において、愛知県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日直ちに「意見に関する公示」を行いました。公示の期間は、同日より昨日8月20日までの15日間でした。

その結果、15の労働団体、2の使用者団体、計17団体から異議申し出がありました。異議の内容は、後ほど説明します。

異議申出があった場合は、労働局長は、その申出について、地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないため、労働局長より審議会に対し異議申出に係る審議を諮問いたします。

### 服部会長

事務局説明について何か質問などありますか。

( 質問なし )

### 服部会長

議題に進みます。議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について」です。局長から異議申出に係る諮問があります。

### 木原労働局長

諮問文を読み上げます。

愛労発基 0821 第 1 号  
令和元年 8 月 21 日

愛知地方最低賃金審議会  
会長 服部一郎 殿

愛知労働局長 木原 亜紀生

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問)

標記について、別紙のとおり愛知県労働組合総連合ほか 16 団体から最低賃金法第 12 条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

なお、別紙に記載の異議申し出のあった団体名については、このあと事務局の説明において紹介しますので、読み上げを省略いたします。

### 服部会長

異議申出の内容について事務局から説明ください。

### 近藤賃金課長

異議申出書面は、本日、全て資料として添付しています。また、すべて事前に各委員にお渡し、内容を確認いただいていますので、要約のみ説明します。答申の内容以外に対する意見など及び、団体名の敬称は、省略します。

労働団体から説明します。愛知県労働組合総連合、東三河労働組合総連合、尾張中部地区労働組合総連合、愛知地域労働組合きずな、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部、全国福祉保育労働組合東海地方本部の 6 団体は内容がほぼ同一の記載のため、合わせて説明します。

異議としては、『時間額を 9 2 6 円としたことに異議がある』というものです。その理由の要約は、『6 月の景気動向指数から景気の後退局面が明らかになり、また、毎月勤労統計調査の結果から 2 0 1 8 年実質賃金の対前年比の変化率がマイナス 0. 3 % からマイナス 0. 4 % となった中、消費増税も控えており、最低賃金の大幅引き上げが必要であるが、今回の引き上げ額 2 8 円、時間額 9 2 6 円は、生活改善に程遠い。愛労連のもとで行った要請署名

を受け止め、意見申出の内容を反映されたい。世界のトヨタがある愛知では、目安額を上回る答申が必要である。最低賃金の引き上げは、先の参議院選挙でも主要政党の公約に掲げられており、最賃大幅アップの世論を反映されたい。時間額1,000円以上の必要性や、生活実態、及び中小企業への支援と取引の適正化など、さらに深い議論がないと納得できない。』とあります。

愛知地域労働組合きずなの異議申出書では、加えて理由として、『2015年賃金構造基本統計調査結果から、全国の正社員の平均年収を所定内労働時間で割った時間額は1,958円となること、政権が「非正規をなくす」と明言していること、「働き方改革関連法」で正規と非正規労働者の格差是正、同一労働同一賃金が目指されていることから、近い将来2,000円に引き上げるべきである』とあります。

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部の異議申出には、加えて、参考資料が添付されています。

全国福祉保育労働組合東海地方本部の異議申出書では、加えて理由として、『保育・福祉労働では、全産業より月額10万円低い賃金と、過重過密な労働環境から保育士などの不足が深刻である。』とあります。

全日本建設交運一般労働組合愛知県本部からの異議は、時間額を926円としたことに異議があるというものです。その理由の要約は、『答申の時間額926円では、週40時間、4週間労働で148,000円となり、「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。日本国憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第9条第3項のいずれに照らしても、低すぎると言わざるを得ない。非正規労働者の中には、衣食住や医療を我慢し、大変な状況で暮らす人が現実にいることを正面から受け止め、最低賃金額を決められたい。また、企業の支払い能力を考慮することが先行していないか。大企業に財源がないとは思えず、中小企業においては支援策を検討すべきであり、また下請け企業へのしわ寄せ構造を指摘すべきである。よって、答申額は低すぎるため、大幅に引き上げられたい。』とあります。

生協労連コープあいち労働組合からの異議は、最低賃金の大幅な引き上げを求めているというものです。その理由の要約は、『若者を中心に最低賃金は1,500円必要との世論が広がっている。生活実態や中小企業への支援と取引の適正化など、もっと深めた議論がないと納得できない。消費増税や物価高騰の中で、時間額926円は生活できる水準ではない。コープあいちの事業所内最低賃金は時間額900円のため、ダブルワークのアルバイト・パート労働者や、生活のため長時間となる者もいる。医療費を惜しむことなく、またダブルワークをする必要のない社会づくりが必要である。』とあります。

日本自治体労働組合総連合愛知県本部からの異議は、時間額を926円としたことに異議があるというものです。その理由の要約は、『時間額1,000円以上の必要性や、生活実態、及び中小企業への支援と取引の適正化など、さらに深い議論がないと納得できない。愛労連のもとで行った生計費調査では、愛知県内どこでも時間額1,300円台が必要と示しており、目安に上乗せがないのは実態を踏まえておらず、最低賃金法第1条の趣旨を踏まえるなら目安額を上回る改定をすべきである。』とあります。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会からの異議は、時間額を926円としたことに異議があるというものです。その理由の要約は、『病院や介護施設で働く、介護職員、病棟助手、クラーク、調理補助など多くの職種が最低賃金に張り付いた賃金単価となっており、ダブルワークをせざるを得ないなど自立した生活を送ることが困難となっている。時間額926円では、1日8時間22日稼働で162,976円、手取りで約13万円となり憲法第25条が求める水準からかけ離れている。少なくとも目安を上回る改定が必要である。』とあります。

全日本国立医療労働組合豊橋支部からの異議は、最低賃金を1,000円以上に引き上げるべきというものです。その理由の要約は、『介護職員の賃金は、他産業と比較し、月額8万円から10万円低い実態があり、働き続けられない。安い賃金のため介護職場は慢性的な人手不足である。人手不足により、仕事と家庭の両立ができず、さらに辞めていくため、悪循環となっている。最低賃金を1,000円以上、1,500円に引き上げることは最低限度の暮らしを保証するために必要である。』とあります。

国家公務員共済組合東海病院支部からの異議は、最低賃金を1,000円に引き上げるべき

というものです。その理由の要約は、『医療・介護の職場は、非正規職員が多く、賃金は最低賃金額に張り付いており、ダブルワークの看護師も数多い。非正規労働者には、医療費の負担が重く、受診を抑制し病態が悪化して重症化するなどのケースを招いている。命と健康を守るうえで、926円は低すぎる。』とあります。

全日本国立医療労働組合愛知地区協議会からの異議は、時間額を速やかに時間額1,000円以上とすべきというものです。その理由の要約は、『時間額926円では、1か月4,480円、1年間53,760円の改善しかならず、健康で文化的な最低限度の生活は出来ず、ワーキングプアを解消できない。最低賃金が低位のままであることにより、日々の暮らしに事欠く厳しい生活環境の中、病気になっても医療機関を受診せず重症化に、おちいらざるを得ないなど、多くの非正規労働者の雇用と生活不安が一層深刻な状況となっている。』とあります。

北医療生活協同組合労働組合からの異議は、時間額を926円としたことに異議があるというものです。その理由の要約は、『改定額は、最低賃金法第1条の目的とかけ離れており、県民の生活実態の十分な改善に与する改定とはいいいがたい。自らの法人の事業場内最低賃金は、例えば介護事業所の無資格非常勤職員は時間額920円であり、まさに最低賃金に張り付き、月額換算で15万円程度である。時間額926円は、安定した生活をおくれる生活費の水準として全く足りない。今すぐ時間額1,000円を求める。』とあります。

愛知民医連労働組合連合会からの異議は、時間額を926円としたことに異議があるというものです。その理由の要約は、『2018年賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均と比べ9,272円低く、同様介護職は79,909円低い。仕事に見合わない賃金が離職を促し、人手不足を招いている。医療・福祉産業では、非正規労働者が増加している。時間額926円は、1日8時間22日稼働で162,976円、手取りで約13万円である。このような最低賃金では、国民要求に応える医療・看護・介護の提供は困難である。』とあります。

続いて、使用者団体の異議申し出を説明します。

愛知県タクシー協会からの異議は、時間額926円とすることは、タクシー事業者の経営実態、賃金支払い能力から適切性に欠くというものです。その理由の要約は、『長期的に輸送需要が減少する中、人件費が7割を超えるタクシー事業において、生産性向上と要員確保の取り組みを進める中での大幅な最低賃金の改定は、経営上危機感を持たざるを得ず、事業者の退出を危惧せざるを得ない。当該協会の所属事業者の8割以上は、小規模事業者である。』とあります。なお、参考資料が添付されています。

名古屋タクシー協会からの異議は、『28円引き上げ、時間額926円とすることは、タクシー事業の経営実態上適正でなく、反対する』というものです。その理由の要約は、『政府の意向に追随した、形だけの改正決定と思う。タクシー業界では、設備や安全への投資など、人件費以外の経費増加への対応が求められ、これらを疎かにすることは、中小タクシー事業者の事業存続にかかわる。生産性が向上して、初めて賃金の引き上げが可能であり、賃上げが先行することはできない。消費増税により、収益悪化が考えられ、「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることが強く懸念される。』とあります。

## 服部会長

事務局からの説明について質問などありますか。

( 質問、意見なし )

## 服部会長

異議の申出についての審議に入ります。異議の申出に対して、労働者側の意見はいかがですか。

## 浜 委員

異議申立の意見書は、事前に労働局から送られ目を通してあります。意見書では最賃額926円が低いとのことですが、審議の冒頭から「誰でも1,000円」を求めて審議してきました。また、目安が出てそれに対する審議をした中で、目安よりも1円でも2円でも高い金額を求めましたが、結果として目安のプラス28円、最賃額926円で審議が終了したもので、これらの意見書は審議をしてきた内容と同一のものだと受け止めています。

## 服部会長

使用者側の意見をお願いします。

## 梶原委員

今回、異議申立として使用者側から2件提出がありました。また、審議に先立ちタクシー協会から意見書、要望書をいただき、審議の場でこのような内容をもとに主張しているものです。最賃額926円、プラス28円の引上げは特に中小企業の経営に対するインパクトが大きく、併せて中小企業に対する支援や取引の適正化を要望しているところです。このように使用者側の意見を踏まえて審議に臨んできました。最終的には答申の結果となりましたが、大変大きな判断、苦渋の決断であったことをぜひ御理解いただきたい。

## 服部会長

労働者側委員、使用者側委員から、それぞれ意見が出されたので纏めます。審議会においては、労働者の生計費あるいは賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力などを考慮し、また中央最低賃金審議会答申の目安金額も参考とするとともに、最低賃金の基礎調査に関する統計結果を踏まえ、公労使が十分な審議を行ったものです。

これを前提に、労使団体から提出された意見を踏まえて申し上げると、

労働団体からの意見に関しては生活水準を確保するため、最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げることを求める意見などがありました。非正規労働者の雇用環境などを念頭におき、審議の場で真摯に議論したと考えています。

使用者団体からの意見に関して、特定の業界を取り上げた議論を審議会でしたわけではありませんが、通常の事業の賃金支払能力などを考慮した、最低賃金の慎重審議を求める意見などを踏まえ、中小企業の企業環境、賃金の支払い能力あるいは政府による支援を念頭に審議会として議論したものと考えています。

以上、審議会としては異議申し出された内容も含めて議論を尽くしたと考えており、その結果として8月5日付けの答申に至ったものです。

労働者側、使用者側の意見も踏まえ、答申を見直す必要はなく、答申どおり決定することが適当であるという結論が異議申し出に対して、最も妥当だと考えます。労働者側、使用者側いかがですか。

( 委 員 承 認 )

## 服部会長

承認されましたので、愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出についての答申文の審議に移ります。事務局で答申文(案)を準備し配付ください。

## 服部会長

事務局で答申文(案)を読み上げてください。

村瀬賃金指導官

答申文（案）を読み上げます。

（案）

令和元年 8 月 21 日

愛知労働局長  
木原 亜紀生 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会長 服部一郎

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和元年 8 月 21 日、貴職から、愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、別紙 17 団体からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したことを答申する。

記

令和元年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙 17 団体につきましては、諮問の際にご案内しておりますので読み上げは省略します。

服部会長

ただ今の答申文（案）に対して意見ありますか。

（ 意見なし ）

服部会長

意見がないので答申文（案）の（案）を削除し、当審議会の意見として局長へ答申してよろしいか。

（ 委員承認 ）

服部会長

承認されたので、ただ今から局長に答申を行います。

（ 会長が答申文を局長に手交 ）

服部会長

局長から答申に対する挨拶があります。

木原労働局長

ただ今、「愛知県労働組合総連合」ほか 16 団体から提出されました愛知県最低賃金の改正決定に関する異議申出について、ご審議いただいた結果、「令和元年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただきました。7 月 3 日の諮問以降、本日まで、熱心に

ご審議いただきましたことに改めて深く感謝申し上げます。

愛知労働局としては、今後、改定最低賃金の周知広報及び履行確保に万全を期してまいりたいと考えています。委員の皆様方におかれましても、各界、各方面へのご助言など、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、9月に入りますと、特定最低賃金の改定についての審議が予定されておりますので、今後も引き続き、ご審議をお願い申し上げます。

### 服部会長

本日の答申をもって愛知県最低賃金の審議はすべて終了しました。前回の審議会で決定したとおり、愛知県最低賃金専門部会は本日をもって廃止します。

続いて議題2「その他」ですが、何かありますか。

( 特になし )

### 服部会長

事務局から連絡事項がありますか。

### 近藤賃金課長

今後のスケジュールについて、説明します。

本審議会終了後、直ちに愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続を行います。官報公示の予定は8月30日であり、その30日経過日は9月29日ですが、審議会からの答申を踏まえ、10月1日火曜日を効力発生日と指定します。

### 服部会長

以上をもって、本日の審議会は終了します。終了にあたり一言挨拶させていただきます。審議会が最終的に答申に至ったことに対し、委員各位に厚く御礼申し上げます、どうもありがとうございました。

(署名欄)

会 長 \_\_\_\_\_ (服部会長)

労働者側代表委員 \_\_\_\_\_ (浜 委員)

使用者側代表委員 \_\_\_\_\_ (梶原委員)

令和元年8月21日 第493回 本審議事録